

# 緊急事態宣言の対象区域除外に伴う対処方針

令和2年5月19日

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部

5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定による基本的対処方針の変更に基づき、静岡県が緊急事態宣言の対象区域から除外された。

これを受け、静岡県では5月15日に静岡県実施方針を変更した。

島田市では、本日まで感染者は確認されていないものの、静岡県としては特定警戒都道府県に隣接・近接していることから、県境を跨ぐ新たな人の動きが生じるなどのおそれがあり、引き続き、警戒が必要である。

これからは新型コロナウイルスと共存しながら、段階的に日常の生活を取り戻すため、感染症対策と社会経済活動の両立を図っていく必要がある。

## 1 実施する内容

### (1) 休業要請

遊興施設、運動・遊戯施設等に対する静岡県の休業要請は、5月17日までとなり、5月18日以降解除されたことを周知する。

### (2) 「新しい生活様式」への移行、継続

「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を徹底的に避けるとともに手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保などの基本的な感染症対策を継続するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底・定着を呼びかける。

### (3) 外出の自粛

接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」のある場所については、外出を避けるよう呼びかける。

それ以外の外出については、「新しい生活様式」を徹底することで、外出の自粛を求めない。

### (4) 催物等の開催の自粛要請等

全国的かつ大規模な催物等の開催については、主催者が感染リスクを評価し、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

(5) 施設管理者への感染防止策の徹底の要請

業種ごとに、県で作成したガイドラインを参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう要請する。

(6) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の要請

特定警戒都道府県など相対的にリスクの高い都道府県への移動、その地域からの来訪については、極力回避するよう要請する。

その他の県との往来については、感染状況を踏まえて、できる限り避けるよう呼び掛ける。

(7) 学校教育活動

小中学校については、5月21日から再開する。

学習時間の確保のため、夏休みの短縮を行う。

(8) 保育園、子育て施設

保育園・放課後児童クラブは、5月21日から通常保育・通常運営とする。

こども館、児童センターなどの子育て関連施設は5月21日から再開する。

(9) 市の施設等の再開

これまで休業していた市の施設は、段階的に再開します。

小中学校及び高校の再開に伴い、小中学生の利用制限を実施していた施設は、これを段階的に解除する。

## 2 新たな経済対策

「新しい生活様式」の推進と感染拡大を予防するため、新たに「3密回避補助金」制度を創設し、市内事業所における3密回避対策を推進する。